

高松市監査委員告示第31号

地方自治法第199条第2項及び第7項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告を、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和2年10月30日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	鍋	嶋	明	人
同	三	笠	輝	彦
同	橋	本	浩	之

監査結果報告書

(財政援助団体等監査)

(令和2年10月30日)

<監査対象団体等>

日本管財・JTBCコミュニケーションデザイン共同事業体



T-CAS



Takamatsu City Audit Commission Secretariat

高松市監査委員事務局

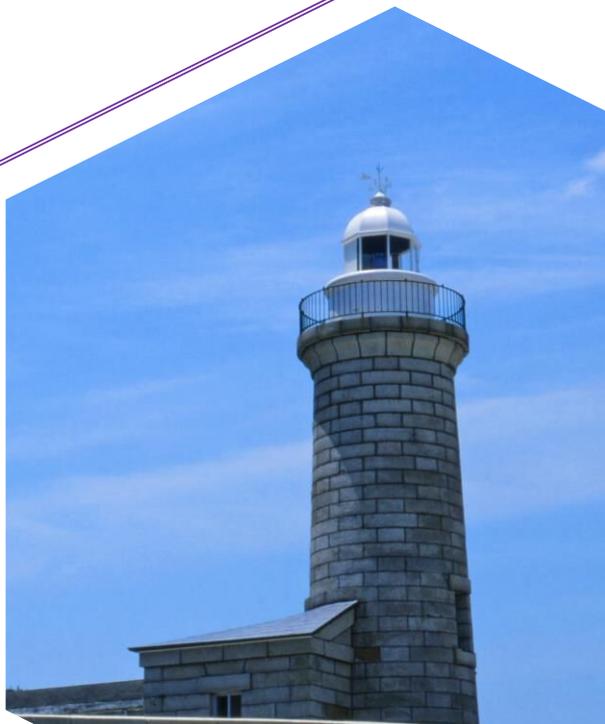
活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松



087-839-2652



kansa@city.takamatsu.lg.jp



令和2年度財政援助団体等監査の結果について

1 監査対象局（高松国分寺ホールを所管する局）

創造都市推進局（文化芸術振興課）

2 監査対象団体等（高松国分寺ホールの指定管理者）

日本管財・JTBコミュニケーションデザイン共同事業体

3 所属別監査結果

	局及び団体等	指摘	意見	合計
1	創造都市推進局 （文化芸術振興課）	1		1
2	日本管財・JTBコミュニケーションデザイン共同事業体	2		2
	合計	3		3

【指摘】

条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

【意見】

組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

4 監査実施期間

令和2年7月27日から同年10月7日まで

5 監査対象事務

	局及び団体等	監査対象事務
1	創造都市推進局 （文化芸術振興課）	令和元年度（平成31年度）及び令和2年度において、指定管理者 日本管財・JTBコミュニケーションデザイン共同事業体が行った、高松国分寺ホールの管理に係る出納その他の事務
2	日本管財・JTBコミュニケーションデザイン共同事業体	令和元年度（平成31年度）及び令和2年度において、指定管理者として行った、高松国分寺ホールの指定管理業務全般

6 監査の方法

前記監査対象事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査に当たっては、高松国分寺ホールを所管している創造都市推進局文化芸術振興課及び同施設の指定管理者である日本管財・JTBコミュニケーションデザイン共同事業体から関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

また、令和2年9月4日に、施設管理運営状況を確認するため、高松国分寺ホールにおいて実地監査を行った。

7 監査の結果

監査の結果、監査対象局及び監査対象団体等の出納その他の事務については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められた。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、通知は、監査結果を公表した日から起算して6か月を経過する日の属する月の末日までを目途に行われたい。

今後とも、市民の信頼を得られるように、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

8 事情聴取（令和2年10月7日実施）の状況



高松国分寺ホールの指定管理について

1 高松国分寺ホールについて

高松国分寺ホールは、高松市国分寺町新名430番地に所在する、459席の可動式座席を備えた中型の多目的ホールで、平成25年4月から、音楽・演劇など各種文化活動や、講演・集会を始めとする、市民の創造的な文化芸術活動の交流を図り、地域の拠点となる文化施設として供用を開始した。

同施設は、供用開始時から日本管財・JTBコミュニケーションデザイン共同事業体が指定管理者として管理・運営を行っており、平成30年3月31日、指定管理期間の満了に伴い実施された指定管理者候補者選定に係る審査の結果、同社が再選され、引き続き、令和5年3月31日までの5年間、管理・運営を担うこととなった。



2 指定管理者の取組について

令和元年度の年間利用者数は3万6千人を超え、市民や一般利用者の貸館利用によるコンサート、舞台発表、映画会、講演会、練習など市民の文化活動拠点として多くの利用が行われている。

また、自主事業として、指定管理者主催の文化芸術振興事業を実施し、市内の芸術文化団体、演奏家など市民が出演できる参加型イベントを充実させるなど、子どもから高齢者まであらゆる世代の市民が交流できる企画を提供し、個人や文化団体の活動に寄り添った多種多様で魅力的な事業展開を行っている。



市民・利用者の意見・要望への取組策として、施設内に常設の「ご意見箱」を設置し、利用者の声を運営に活かすことができるサービス体制を整えている。



3 指定管理料（管理経費の額）及び利用者数の推移



※令和元年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響による損失補てん額489,610円を含む。

4 指定管理者が行う業務内容

指定管理者である日本管財・JTBコミュニケーションデザイン共同事業体が行う業務は、次のとおり。

- (1) ホールの使用許可及びその変更の許可、使用許可の取消し並びに使用の停止に関する業務
- (2) 入館の拒否及び退館の命令に関する業務
- (3) ホール及び設備の維持管理に関する業務
- (4) ホール利用の促進に関する業務
- (5) ホールを利用した文化芸術の振興に関する業務
- (6) その他ホールの設置目的を達成するための事業実施に関する業務

令和2年度財政援助団体等監査結果一覧

令和2年10月30日

結果No.	区分※	項目	公表文該当ページ	局及び団体等
1	指摘	所管課による指導監督体制について	P6	創造都市推進局 (文化芸術振興課)
2	指摘	指定管理業務の適正な遂行について	P7	日本管財・JTBコミュニケーションデザイン 共同事業体
3	指摘	指定管理料の適正な取扱いについて	P8	

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

財政援助団体等監査結果

結果No.

No.1

監査実施年度／対象局

令和2年度／創造都市推進局

告示番号	高松市監査委員告示第31号	告示日	令和2年10月30日
所管課等	創造都市推進局 (文化芸術振興課)	区分	指摘
指摘の項目	所管課による指導監督体制について		
指摘する理由	<p>今回の監査において、以下のような事案が見受けられるなど、所管課は指定管理業務が適正に遂行されているかについて、十分な確認ができていなかった。</p> <p>(1) 指定管理者は、利用料金の設定について、市の承認を得ることとされているが、一部、市の承認を得ずに、利用料金の設定を行っていた。</p> <p>(2) 指定管理料の支払について、年度協定書に定められた月に支払がなされていなかった。</p> <p>(3) 指定管理者が行う自主事業に係る収支については、指定管理業務と経理区分を明確にする必要があるが、自主事業に係る経費の不足分を、指定管理業務に係る会計から補てんしていたほか、指定管理業務と同一の口座で管理を行っていた。</p>		
指摘	<p>所管課は、指定管理者に条例・年度協定書・仕様書等の遵守を徹底させるとともに、必要に応じて、現地確認により指定管理業務の遂行状況の把握を行うなど、指定管理者との連携に努め、指定管理業務が適正に実施されるよう指導監督体制を構築されたい。</p>		
根拠法令・通知等	高松国分寺ホール条例 第9条		
内容	2 利用料金は、別表に規定する使用料の額を超えない範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。		
根拠法令・通知等	平成31年度高松国分寺ホール管理運営等に関する協定 第4条		
内容	2 前項の対価の支払いは次の表のとおりとし、受託者は四半期毎に所定の方法により委託者に請求するものとする。		
根拠法令・通知等	高松市指定管理者制度運用マニュアル 第1章第4節-3(2)エ		
内容	<p>指定管理者が自主事業を実施した場合は、参加者の状況、事業成果及び経理状況を市に報告しなければならない。このため、自主事業に係る収支は、指定管理業務とは別に管理する口座を用いるなどにより、指定管理業務との経理区分を明確にする必要がある。</p>		

財政援助団体等監査結果

結果No.

No.2

監査実施年度／対象局

令和2年度／創造都市推進局

告示番号	高松市監査委員告示第31号	告示日	令和2年10月30日
所管課等	日本管財・JTBコミュニケーションデザイン共同事業体	区分	指摘
指摘の項目	指定管理業務の適正な遂行について		
指摘する理由	指定管理業務のうち、高松国分寺ホールの利用料金の設定について、市の承認を得ずに利用料金の一部を設定するなど、条例や仕様書等を遵守していない不適正なものが見受けられたほか、所管課に対し必要な報告を行っていなかった。		
指摘	指定管理業務について、条例・協定書・仕様書等の関係規程を確実に遵守するよう、業務体制の強化を図るとともに、所管課に対し、必要に応じて協議及び報告を行うなど、連携に努め、指定管理業務を適正に遂行されたい。		

財政援助団体等監査結果

結果No.

No.3

監査実施年度／対象団体等

令和2年度／創造都市推進局

告示番号	高松市監査委員告示第31号	告示日	令和2年10月30日
所管課等	日本管財・JTBコミュニケーションデザイン共同事業体	区分	指摘
指摘の項目	指定管理料の適正な取扱いについて		
指摘する理由	収支決算書において報告された指定管理料の経費の一部について、会計年度終了後、相当期間経過しての取扱いが見られるなど、不明瞭な運用がされていた。		
指摘	<p>指定管理料については、本市の会計年度に合わせた運用方法に見直しを図り、透明性の確保を徹底されたい。</p> <p>また、指定管理業務に係る経費及び収入については、当該業務専用の独立した帳簿類を整備するなど、経理区分を明確にされたい。</p>		
根拠法令・通知等	地方自治法 235条の5		
内容	普通地方公共団体の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。		
根拠法令・通知等	高松国分寺ホールの管理に関する基本協定書 第15条（抜粋）		
内容	管理業務に係る経理と乙（日本管財・JTBコミュニケーションデザイン共同事業体）自体に係る経理は区分し、独立した帳簿類を整備しなければならない。		